

令和7年度加古川市在宅医療・介護連携に係る
情報通信機器購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅医療・介護連携に係るICT等を活用した情報共有ツールの普及啓発等を行い、より円滑な医療及び介護の効率的かつ効果的な情報共有・連携を推進することを目的に、情報共有ツールを利用するための情報通信機器を購入する場合の費用に係る情報通信機器購入補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、予算で定める範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報共有ツールとは、帝人ファーマ株式会社が提供しているバイタルリンクのうち、一般社団法人加古川医師会が契約者となっているものをいう。
- (2) 情報通信機器とは、情報の記録作成及び閲覧や音声などによる相互の情報共有を可能とするタブレット端末やノート型パソコン等の電子機器(本体付属品を含む。)をいう。

(対象者)

第3条 本補助事業の対象となる者は、情報共有ツールを活用し、より円滑な医療及び介護の効率的かつ効果的な情報共有・連携を推進することができる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 加古川市内に存する在宅医療・介護を行っている事業所(訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、ヘルパー事業所、薬局、福祉施設など)を運営する事業者
- (2) 申請時点で情報共有ツールに未登録の事業所を運営する事業者

(対象経費)

第4条 補助事業の対象となる経費は、前条に規定する者が、加古川市内に存する事業所

における事業において使用する情報通信機器の購入（消費税額及び地方消費税額を含まない。）に要する経費とする。

（補助金の額）

第5条 市長は、前条に定める対象経費の2分の1に相当する額を補助することができる。ただし、3万円を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その金額を切捨てる。

2 補助金の交付は、1事業所につき1台分限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、令和8年1月31日までに加古川市在宅医療・介護連携に係る情報通信機器購入補助金交付申請書（様式第1号）に、情報共有ツールの利用に必要な次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）バイタルリンク利用申込書・誓約書

（2）「バイタルリンク」利用職員名簿

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、規則第6条の規定により、補助金の交付の可否を決定し、加古川市在宅医療・介護連携に係る情報通信機器購入補助金/交付/不交付/決定通知書（様式第2号）により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、情報通信機器を購入し、当該情報通信機器において情報共有ツールを利用可能な状態にした後、令和8年3月31日までに、加古川市在宅医療・介護連携に係る情報通信機器購入補助実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）情報通信機器購入の支払い確認書類

(2)購入した情報通信機器において情報共有ツールが利用可能であることを証するもの

(3)その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を加古川市在宅医療・介護連携に係る情報通信機器購入補助金確定通知書(様式第4号)により当該補助事業者へに通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第7条の規定により交付の決定をした補助金の額と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額が確定した後において、補助金を補助事業者へに交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに加古川市在宅医療・介護連携に係る情報通信機器購入補助金請求書兼口座振替依頼書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、当該補助事業者へに通知するものとする。

(1)偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2)補助金を他の用途に使用したとき。

(3)補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(4)加古川市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)に規定する暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者であるとき。

(5)この要綱の規定に違反したとき。

(6)その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければ

ばならない。

(財産の処分の制限等)

第12条 補助金の交付を受けて取得した情報通信機器は、善良な管理者の注意をもって適正に管理し、補助金の交付を受けた日から起算して4年を経過しない場合は、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し、担保に供し、又は廃棄(以下「処分」という。)してはならない。ただし、廃棄については故障等の補助事業者の責によらないものは除くものとする。

- 2 補助事業者は、前項の情報通信機器の処分をしようとするときは、あらかじめ市長に財産処分申請書(様式第6号)を提出して、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の財産処分について承認しようとするときは、財産処分承認通知書(様式7号)により通知するものとし、当該財産処分をしたことにより補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(調査等)

第13条 市長は、当該事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、情報通信機器の運用に関する報告を求め、若しくは財産(情報通信機器)を調査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。